

《リコーウェイ》

リコーグループでは、事業活動の基礎となる理念・価値観を「リコーウェイ」として定めています。「リコーウェイ」は、当社の創業者による「創業の精神（三愛精神）」と、「経営理念」によって構成され、リコーグループにおける事業活動の根本的な考え方となっています。

リコーウェイ

【創業の精神】

三愛精神

人を愛し、国を愛し、勤めを愛す

【経営理念】

■ 私たちの使命

● 顧客に対する使命

人と情報のかかわりの中で、世の中の役に立つ新しい価値を生み出し、提供しつづける

● 社会に対する使命

かけがえのない地球を守るとともに、持続可能な社会づくりに責任を果す

■ 私たちの目標

信頼と魅力の世界企業

■ 私たちの行動指針

● 自主創造：自ら行動し、自ら創り出す

● お役立ち精神：相手の立場にたって考え、行動する

● 人間主体の経営：会社の発展と個人の幸福の一致をはかる

● 地球・社会との共存：地球・社会の持続的発展に貢献する

《リコーグループCSR憲章／行動規範》

リコーグループの企業行動原則である「リコーグループCSR憲章」と、リコーグループ社員の行動原則を示した「リコーグループ行動規範」を定め、事業活動を行っています。

リコーグループCSR憲章

リコーグループは、社会全体から成長・発展を望まれる企業となり、経営のあらゆる側面から、グローバルな視点で「企業の社会に対する責任」(CSR: Corporate Social Responsibility) を果たすために、以下の原則に基づいて、各国の法令、国際ルールおよびその精神を理解し遵守するとともに、社会的良識をもって行動する。

●誠実な企業活動

1. リコーグループの各企業は、品質・安全・情報セキュリティ・信頼性を確保し、環境への配慮および使いやすさを追求した、世の中に有用な商品・サービスを、開発し提供する。
2. リコーグループの各企業は、公正、透明、自由な競争を行うとともに、政治、行政、市民及び団体とは、健全かつ正常な関係を維持する。
3. リコーグループの各企業は、自社の情報およびお客様の情報の適正な管理と保護を徹底する。

●環境との調和

4. リコーグループの各企業は、環境保全を地球市民としての責務として受け止め、自主的かつ積極的に取り組む。
5. リコーグループの各企業は、環境に配慮した技術革新の推進と環境保全の継続的な活動に全員参加で取り組む。

●人間尊重

6. リコーグループの各企業は、リコーグループの企業活動にかかわるすべての人々の安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、すべての社員の、自主性と創造性の発揮できる豊かな個性を尊重する。
7. リコーグループの各企業は、関係するすべての人々の人権を尊重し、また社内における差別のない明るい職場づくりを目指す。
8. リコーグループの各企業は、強制労働・児童労働を認めず、人権侵害に加担しない。

●社会との調和

9. リコーグループの各企業は、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
10. リコーグループの各企業は、国または地域の文化や習慣を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
11. リコーグループの各企業は、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ適切・公正に開示する。

リコーグループ行動規範

リコーグループ行動規範は、リコーグループが企業活動を展開していくにあたって、法令および社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することはもとより、社会との調和・共存という観点から、リコーグループの役員および社員の基本的な行動の規範を定めたものです。

リコーグループサプライヤー行動規範

リコーグループでは、サプライヤーの皆様にもリコーグループのCSRの原則にご理解、ご賛同いただき、サプライヤーの皆様と共により良い社会・地球環境作りと企業の持続的な発展の実現を目指して努力しつづけることを目指して「リコーグループサプライヤー行動規範」を制定しています。

*リコーグループ行動規範、リコーグループサプライヤー行動規範の詳細は、リコーサイトをご覧ください。

《内部統制システム基本方針》

当社は、リコーグループの事業活動の基礎となる理念・価値観を「リコーウェイ」として定めている。「リコーウェイ」は、当社の創業者による「人を愛し、国を愛し、勤めを愛す」という「創業の精神（三愛精神）」と、「私たちの使命」「私たちの目標」「私たちの行動指針」からなる「経営理念」によって構成され、リコーグループにおける事業活動の根本的な考え方として、経営の方針と戦略および内部統制システムの基礎となっている。

当社は「リコーウェイ」に込められた価値観に立脚して、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指した内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努める。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することおよび、効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業風土が企業活動の規律を形成する重要な要素であるという自律的なコーポレートガバナンスの考え方にに基づき、多様なステークホルダーの期待に応えるという使命感と、社会的良識に合う高い倫理観を共に備えた企業風土の維持・強化に努めつつ、企業経営の主体である経営執行・事業執行の緊張感を醸成し、その質とスピードの一層の向上を図るため、下記の経営機構を採用する。

- ① 社外取締役の招聘により、経営の透明性と公正な意思決定をより強化する。
- ② 取締役会の経営監督機能強化の一環として、社外取締役と一部の社内取締役で構成される常設機関の「指名報酬委員会」を設置し、取締役・執行役員等の選解任制度・報酬制度の立案・決定等を行う。
- ③ 執行役員制度を導入しており、職務分掌を明確にし、また事業執行については各事業執行部門へ権限委譲を促進することにより意思決定の迅速化を図る。
- ④ 取締役会から権限委譲された意思決定機関として、一定の資格要件を満たす執行役員で構成される「グループマネジメントコミッティ（GMC）」を設置し、委譲された範囲内で事業執行部門の監督やグループ全体に最適な戦略立案等、グループ全体の経営に対し全体最適の観点で審議・意思決定を迅速に行う体制をとる。
- ⑤ 会社情報開示の正確性、適時性および網羅性を確保するために開示基本方針を定め、独立した機関として「開示委員会」を設置し、開示情報の作成プロセスを検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る決定に関する記録・稟議書については、法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。保存されている書類は、取締役および監査役の要求に応じて出庫、閲覧可能な状態にする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントに関する規定に基づき損失の危険の発生を未然に防止する。
- ② 万一損失の危険が発生した場合においても、初期対応に関する標準に基づき、被害（損失）の極小化を図る。
- ③ グループとしての損失の危険の管理を網羅的・統括的に行うため、全体統括部門を設置し、グローバルに周知徹底を図る。

(4) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスを含めたCSR（Corporate Social Responsibility）について、リコーグループの企業行動原則である「リコーグループCSR憲章」と、リコーグループ社員の行動原則を示した「リコーグループ行動規範」を徹底するために、専門委員会の設置、通報・相談窓口の「ほっとライン」の設置および各種教育を通じて国内外のコンプライアンスの充実を図る。
- ② 米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）、金融商品取引法およびその他の法令に適合することを含め、「法律、規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」「資産の保全」を狙いとして、リコーグループ全体で対応する、標準化された内部統制の仕組を構築し、ビジネスプロセスの改善に努める。
- ③ 内部監査については内部監査部門を設け、経営諸活動の遂行状況を、法令等の遵守と合理性の観点から検討・評価し、改善を行うために監査を実施する。
- ④ 上記①②③の機能を統合的に強化推進する専門部門を設置する。また、リコーグループの内部統制システム構築・改善を実現するため、それらを審議、決定する定期開催の「内部統制委員会」をグループマネジメントコミッティ（GMC）内に設置する。

(5) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リコーおよびリコーグループ各関連会社は、相互の独立性を尊重しつつ、リコーグループの業績向上とグループ各社の繁栄を図るため、以下のとおり適正な業務を行う体制をとる。

- ① 当社の取締役会および「グループマネジメントコミッティ (GMC)」は、リコーグループ全体の経営監督と意思決定を行う。その実効性を確保するため関連会社に関する管理規程を定め、統括機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。
- ② リコーグループとして遵守すべき共通の規則については、グループ共通規則「リコーグループスタンダード (RGS)」として制定し、グループ全体で遵守していくよう推進する。

(6) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 監査役室を設置し、監査役職務執行を専属で補助する使用人を配置する。
- ② 上記の使用人は、監査役指揮命令の下、監査役職務執行を補助し、取締役の指揮命令を受けない。また、その使用人の人事考課等については、常勤監査役が行う。さらに、その使用人の異動については常勤監査役の同意を得て実施する。

2) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、当社およびグループ内の各関連会社における法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、法令および内部通報に関する社内規定に従って、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役および使用人は、監査役が監査に必要な範囲で、業務執行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
- ③ 取締役は、重要な会議についての議事録・資料を監査役に提供するとともに、重要な決裁書類等を閲覧可能にする。

3) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役が以下に掲げる項目を行う場合は、円滑な実施ができるよう協力する。

- ① 監査役が、グループマネジメントコミッティ (GMC) などの重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換が行えるようにする。
- ② 監査役が、会計監査人および内部監査部門との相互連携が重要であるとの認識の下、定期的な打合せ等による三者間での情報および課題の共有化を通じて、効果的な監査を実施することができるようにする。